新富町空き家バンクリフォーム等補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、空き家を有効活用することにより本町への移住及び定住を

促進し、地域の活性化を図るため、新富町空き家バンク制度実施要綱（平成31年新富町告示第45号。以下「実施要綱」という。）第４条第２項に基づき空き家バンク登録台帳に登録された空き家のリフォーム工事等に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関して、補助金等の交付に関する規則（昭和45年新富町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定

めるところによる。

1. 登録空き家　実施要綱第４条第２項に基づき空き家バンク登録台帳に登録された空き家をいう。
2. 利用登録者　実施要綱第８条に基づき空き家バンク利用登録者台帳に登録された者をいう。
3. リフォーム　既存住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために行う工事をいう。
4. 町内施工業者　町内に本店又は営業所を有する法人若しくは町内に主たる事業所を有する個人事業主で建築工事関連業務を営む者をいう。

（５）町外施工業者　前号以外の建築工事関連業務を営む者をいう。

（６）町税等　町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者

医療保険料、水道使用料、介護保険料、保育料、住宅使用料及び町への返還

金をいう。

　（交付対象空き家）

1. 当該補助金の対象となる空き家は、実施要綱に基づき利用登録者に売買

又は賃貸を行うこととなった登録空き家とする。

　（交付対象者）

第４条　当該補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）

は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）登録空き家の申込者又は利用登録者

（２）交付対象者及び同一世帯人が、町税等を完納していること。

（交付対象事業）

第５条　当該補助金の対象となる事業は、次のいずれかに該当するものとする。

1. リフォーム事業　交付対象空き家をリフォームするための工事費用とする。ただし、併用住宅における住居以外の用途に係る費用は除く。
2. 家財道具等撤去事業　利用登録者への受け渡し前に登録空き家から撤去する必要のある家財道具等を撤去するための費用とする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には、補助金を交付しない。

1. 交付対象空き家が過去に当該補助金の交付を受けている場合。ただし、交付対象事業が異なる場合はこの限りではない。
2. 同一事業において、登録空き家の申込者及び利用登録者両者から交付申請がされた場合。ただし、いずれか一方が交付申請を取り下げた場合はこの限りではない。
3. 登録空き家の申込者及び同一世帯人のいずれかの者と利用登録者及び同一世帯人のいずれかの者が３親等以内の親族である場合
4. 国、県又は町が実施している他の制度による補助金等の対象経費に含ま

れている場合

1. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）

第４条に基づく住宅の防音工事の助成を受けることができる場合。ただし、

対象外経費は除く。

　（補助金の額）

第６条　当該補助金の額は、次の各号に定める額とする。

1. 町内施工業者によるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が100万円を超えるときは、100万円を上限とする。
2. 町外施工業者によるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100分の25を乗じた額とする。ただし、当該額が50万円を超えるときは、50万円を上限とする。
3. 家財道具等撤去事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100

分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が20万円を超えるときは、20

万円を上限とする。

２　前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第７条　申請者は、事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第１号。この条に

おいて「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなけ

ればならない。

（１）事業計画書（様式第１号の２）

（２）収支予算書（様式第１号の３）

（３）売買契約書又は賃貸契約書の写し

（４）工事請負契約書又は見積書の写し

（５）確認書（様式第１号の４）

（６）申請者及び同一世帯人の町税等の完納証明書（転入の場合は、前住地の完

納証明書）

（７）その他町長が必要と認めるもの

２　申請者は、前項の申請書を先着順で受け付けるものとし、補助金の交付申請

額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止することができる。

　（補助金の交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等

を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知

書（規則様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

　（申請内容の変更等）

第９条　前条の決定を受けた者が、第５条及び第６条に規定する補助金交付申請

内容を変更、又は事業を中止することにより、補助金の額に変更が生じるとき

は、直ちに補助金変更交付申請書（様式第２号）を町長に提出しなければなら

ない。

２　町長は、前項に規定する補助金事業変更交付申請書の提出があったときは、

その内容を審査した上で、適当と認めるときは、補助金の変更交付決定（様式

第３号）を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　第８条の決定を受けた者は、事業が完了した日から30日以内又は交付

決定を受けた日の属する年度の３月31日までのいずれか早い日までに、補助

金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなけれ

ばならない。

（１）事業実績書（様式第４号の２）

（２）収支決算書（様式第４号の３）

（３）領収書又はこれに準ずるものの写し

（４）着工前後の写真

（５）その他町長が必要と認めるもの

（補助金の請求及び交付）

第11条　前条の実績報告書を提出する者は、実績報告書に補助金交付請求書（様

式第５号）を添えて、補助金の交付を請求するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、実績報

告書の内容を審査した上で、適当と認めるときは、補助金を交付するものとす

る。

　（補助金交付決定の取り消し）

第12条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交

付決定を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき

（２）虚偽の申請その他不正行為があったとき

（３）町税等を滞納したとき

２　前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定

取消通知書（様式第６号）により、通知するものとする。

　（補助金の返還）

第13条　町長は、受給者に虚偽申請その他不正行為があった場合は、交付した

補助金の全部又は一部を返還させることができる。

２　前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金返還通知書（様式第

７号）により通知するものとする。

　（委任）

第14条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示は、平成34年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日まで

に受け付けをした第７条第１項に規定する申請については、同日後もなおその

効力を有する。